

令和 6 年度 新宿区自転車等駐輪対策協議会（第 4 回）

議事録

日時：令和 7 年 3 月 27 日（木）10 時 30 分～12 時 00 分

場所：四谷地域センター多目的ホール（四谷区民センター12 階）

1 開会

2 報告事項

（1）令和 6 年度新宿区自転車等駐輪対策協議会（第 3 回）の意見と対応について

3 議題

（1）駐輪場の附置義務制度の見直し検討について

4 その他

5 閉会

<配付資料>

[資料 1] 令和 6 年度 新宿区自転車等駐輪対策協議会 委員名簿

[資料 2] 令和 6 年度 新宿区自転車等駐輪対策協議会（第 3 回）の意見と対応

[資料 3] 駐輪場の附置義務制度見直し検討について

1 開会

2 報告事項

- (1) 令和6年度 新宿区自転車等駐輪対策協議会（第3回）の意見と対応について
事務局より、資料2について説明を行った。

3. 議題

- (1) 駐輪場の附置義務制度の見直し検討について
事務局より、資料3について説明を行った。
以下、質疑応答。

[島田委員] 説明ありがとうございました。いろいろと細かく見ていただいているとは思いますが、とりあえず単純に質問です。見直し案のところで「百貨店」という言葉がないのでどう捉えればいいのかというところを教えてください。それが、原単位の見直しのところの「スーパーマーケット以外の小売店」というところに入るのであれば、そこについての具体的な基準を確認させていただきたいと思います。まずは、ここに当てはまるということでしょうか。

[事務局] もともと、いわゆる店舗というものをこれまで一つの基準、用途として見ていました。その中で、まずスーパーマーケット、こちらに書いてあるような、生鮮食料品を対象にするものを特だしにしたということと、あと飲食店というものも個別に見たということです。それ以外を、これまでの百貨店も含めた店舗という中に「それ以外」ということで入れましたので、もし今後、例えば百貨店の中で地下にスーパーマーケットのようなものがあれば、その部分はスーパーマーケットで見るなどという形になるかと思います。ですので、恐らくこれまで以上に、本当に需要の多いところにはしっかりと義務が課されて、これまでの調査で需要がそれほど多くないところはそれに適合した台数が附置義務化になるという、そういう立て付けにしています。スーパーマーケット、スーパーマーケット以外、飲食店というこの辺の表現の仕方については、われわれももう少し分かりやすいものがあるかなとは思っています。ご指摘のように、百貨店という言葉がいきなりなくなったことに対してはいろいろとあるかもしれません。表現の仕方はいろいろと考えていますが、考え方としてはこのようにやっていきたいと思っています。

[島田委員] では、関連して。そうしますと、今後、どのようにそれを捉えていけばいいのか、その都度の協議という形にもなりかねないので、もう少し定義が分かるように考え方をつくって運用できる形のほうがいいかなと思います。ま

ずは以上です。ありがとうございます。

[事務局] 名称といいますか、少し分かりやすい表現を考えたいと思います。

[遠藤会長] いずれにしても今の話というのは、やはり百貨店は、このスーパー、スーパー以外の小売店、飲食店などで按分して計算していったパターンと、そうではなく、この 3 つの何かを代表させるような形で計算していったものとを比較するような検討ができるということなのですか。それとも、絶対に混ざっているような気がするので、確実に今後このようになっていくという考え方なのか、そこが少し分かりませんでした。

[事務局] いわゆる混合用途の考え方でやりたいと考えています。ですので、百貨店の中に、いわゆる百貨店という建物なのかもしれませんが、その中に例えばスーパーが地下に入って、地上階にいわゆる物販の部分と飲食店の部分があったら、それぞれの部分で原単位の計算をしていただくということです。結局、先ほどの混合用途の考え方で計算していただくということを、今のところは考えています。

[遠藤会長] 一回、少し考えていただく必要があるかもしれません。ありがとうございます。

[長谷川委員] ありがとうございます。2点ほどあります。1つ目が、「新用途」として追加される事務所の件なのですが、文面ですと事務所の平均値が 3,000 m²であるという記載があったのですが、下のグラフを見ると、附置義務対象面積が 6 万 m²、大きいものだと 11 万 m²という N などがありますよね。何を言いたいかというと、3,000 m²という、平均値という取り方が少し乱暴というか雑なのではないかということです。平均の中にこの 10 万 m²を超えるようなものが入っていると、果たして平均値で取るのがふさわしいのかという気がします。この令和 3 年度の土地利用現況調査を見られていなくてサンプル数がどのくらいの平均値で 3,000 m²になったかが分からないのですけれども、そこの見直しは少し必要なのではないかと思ったのが 1 つ目です。先にお話ししてしまうと、最後の制度の見直しの案のまとめですが、ありがとうございます。おおむね基本的には原単位の見直しで下がっていきつつ、一方で共同住宅、事務所で増えていくという形だと思うのです。現段階のシミュレーションでは、要は新宿区として駐輪場の台数は増えているのか減るのかといった時にはどのようになるのでしょうか。もちろん見直しがありつつ、今後着工が増えてくることもあると思うのですが、簡単に現時点で何かシミュレーションした結果があれば、ご共有いただければと思った次第です。以上です。

[事務局] ご質問ありがとうございます。最初に 1 点目ですが、この土地利用現況

調査での、事務所のサンプル数、母数が大体3,400棟分で集計されています。私どもも今回、事務所というのをそもそも実態調査で分かっている範囲の中で調査した中で、基準として、どこを出発点とするかというのはわれわれも悩んだところです。ただ、新宿は地域によって、例えば西新宿などのオフィス街もあればオフィスが少ない地域もあります。そういう意味では平均という形で、一つ3,000㎡というところを基準にして線を引きました。ただ、他との事務所の実態等を調べればこの形の青グラフの数字が当て込めたので、最初に「3,000㎡施設は10台」というところを押さえつつ、そこからグラフでそれを超えるごとに何台という設定をしたというところです。これは、これからパブリック・コメント意見募集などをすると、事務所系といういろいろなご意見を頂くことはあるかと思いますので、そういったところはまたいろいろと慎重に考えていきたいと思っています。それから2点目の駐輪台数ですが、マンションや事務所について、区としての全体的な駐輪の需要といいますか、シミュレーションをしているかという点、シミュレーションそのものはありません。ただ、今回、この附置義務というのは新宿区全域ではなくて、その用途地域で、商業ですとか、そういったところを中心に考えています。その中で、放置の状態などの現実を見ながら、いわゆる駅周辺等々のそういった商業施設地区に近いマンション等の駐輪放置がやはり多かったというところも現状で確認していますので、そういったところで、今回、改めて入れてやってみたというところです。ですので、実際の現実の放置の状況等を見ながら、今回、新たに加えて、こういった基準を作ったという背景があります。

[長谷川委員] 状況は分かりました。ありがとうございます。

[遠藤会長] ありがとうございます。オフィス、事務所のところは今回初めてできた部分でもありますので、まだ最終的に条例の改正、パブリック・コメントの段階でまたいろいろとご意見であったり、この内容自体もまた別の案が出てくるようなこともあり得そうな気がします。ここは、引き続き検討はしていくものと考えておいていただいたほうがいいかなと感じました。それは事務局にお願いをします。

[杉山委員] 今の長谷川委員の質問にも関連して、新規の用途、特に事務について、私も思うところがありまして発言させていただきたいと思います。それは、やはり、今、会長のお話にもあったようにまずはたたき台とは思っていますが、3,000㎡というこの施設規模の面積、これが他の用途の基準と比べると非常に大きいサイズのような気がします。何が言いたいかといいますと、やはり附置義務駐輪場というのは駐輪需要が発生する用途の施設ということですから、

ので、言ってみれば事務所であれば3,000 m²でなくても自転車利用の発生する用途ではあるのかなと思います。ただ、逆の見方をすると、あまり小さなオフィスビルに附置義務駐輪場が必要だという議論に、むしろ原単位の見直しなどが進む中で逆行するとも思います。ですので、これは3,000 m²という基準でたたき台からスタートするというのは結構だと思うのです。しかしもし仮に今までのお話でも事務局の説明にも、施設の規模という概念は用途のところにありますが、いわゆる例えば別な表現で、区の中にはいわゆるオフィスビルが大体 3,000 m²ぐらいのものが多くというような、それは施設の規模というよりも建築物の規模という概念が新たに今回は入ってきていると思うのです。共同住宅もしかりで、10戸以上ということで、やはりイメージとしては、ある程度、建築物としても余裕があるという、言い方は失礼なのですが、大規模なもの、中規模以上のものというイメージがあります。ですから、私は、後ほど地域特性のところで繁華街の駅近くの附置義務駐輪場の義務の制度について意見を申し上げたいところもあるのですが、そういう施設の規模という概念にプラスして、建築物の規模という概念をどこかに入れてもらいたいと思います。私がかねがね申し上げている小規模の雑居ビルのような、用途は確かに例えば飲食店で合計すれば400 m²を満たしているけれども、建築物の規模としては400 m²しかないような小規模な建築物にも附置義務が求められているというところを問題点と感じまして、今回の新規用途の事務所の施設の規模に関して、意見を申し上げました。以上です。

[事務局]

ご意見、ありがとうございます。事務所は、先ほども長谷川委員からのご質問がありましたが、スタートラインをどう置くかについてはなかなか悩ましいところでした。確かに、逆に杉山委員が言われるように、需要で見るわけなので建物の規模ではないということもあるかと思います。どこをスタートとするかというところで平均ということで算出しましたが、アンケート調査を今回いろいろやった中でも、やはり事務所に自転車で通勤をしているという方も意外にいらっしゃった反面、例えば会社として通勤に自転車を認めないという言い方はおかしいですけれども、そういったところもありました。必ずしもその会社の規模や建物、施設の内容だけではなくて、会社の方針などもいろいろと変わってくるのかなと思いました。ですので、やはりなかなか具体的に基準値を作るまでの根拠をつくるに至らなかったというのが現状です。ただ、先ほどもいろいろご意見がありましたし、パブリック・コメントなどでも、当然、事務所となれば新たにということになりますのでそれなりの意見が来るかと思っていますので、引き続きそういった意見を踏まえながら、基準については作っていきたいと思っています。

[遠藤会長] 今の話というのは、需要の発生を建物の用途で見るのか建物の容積で見るのかという、その2つがあるはずだということですよね。例えば、今、作成していた原単位も、何㎡を超えるものは何台ということで、「何㎡を超える」というところまでは要は容積で台数を見ていて、その後は用途ごとに変えているわけです。ですから、前段の容積で見る部分のそのボリューム感を、それぐらいでいいのかももう少し変えたほうがいいのかというところは、確かに、今、オフィスは3,000 ㎡になっていますけれども、ここをどう考えるかというのは、もう少し精査が必要かもしれないという話なのではないかと思いました。まだ時間がある中で、検討していただきたいと思います。

[山本OB] オブザーバーですが、アパートの賃貸に関わっていますので、質問させていただきます。この共同住宅の件で、専用面積が30 ㎡以上を対象とするということです。事務所は3,000 ㎡ですが、30 ㎡というと非常に小さい規模のアパートでも対象ということですよ。これは今まで経営している建物も対象になるのですか。それでその方のアパートの改造、改築についても、この条例でやってもらうということですか。そうすると、どのぐらい対象のアパートがあるのか、その辺は調査されたのでしょうか。アパート経営者にはかなり大変な負担がかかるのではないかという気がしますが、その辺はご検討されたのでしょうか。よろしくお願いします。

[事務局] ご質問ありがとうございます。まず、改めて共同住宅を造った場合、それはこの条例が施行された日から、いわゆる確認申請を出すという新たな建物を対象とするということで、基本、既存のものは考えていません。既存の建物を改装するレベルであれば問題はないと思いますが、例えば建て増しをするなどの時に対象となるかというのは、今後詰めていきたいと思っています。例えば既存のアパートがあって何部屋か建て増しをするという時に、それによって駐輪場を造るということがその事業者の方や大家さんの負担になることは当然考えられますので、そういったものに対してどういう形にするのか、例えば増えた部分だけを駐輪場にできないかということもあると思います。その作りをこれから考えていきたいと思っています。ただ、オーナーさんがそこで非常に苦しむことがないような形でわれわれも考えていますので、こうしたところでさらに精査して、細かい作りはこれからやっていきたいと思っています。

[山本OB] ありがとうございます。

[鈴木副会長] 説明ありがとうございます。後の地域ルールとも関係するのかもしれないのですけれども、まず、今回かなり丁寧にこういった附置義務の見直しとい

うのを考えていただきました。附置義務の問題は、いろいろなところで現行の区分でいいのかという、ざっくりしているのではないかという意見がある中で、ここまで丁寧に見ていただいて、非常にいい取り組みだと思っています。今回の施設の調査が、大体2から3の点でプロットしてそれを根拠にされているのですが、先ほど長谷川委員も話していましたけれども、統計的にはあまり、2〜3個の点で近似直線を引くというのは、普通はしないのです。限られたサンプルでこういった原単位が出ているということは、少し注意したほうがいいのかなと思います。それがどう影響するかとなると、恐らく今後、外れ値が出てくるかなというところになります。そもそも自転車活用推進計画というものがあって、自転車を使ってほしいという将来像が別であるわけです。現行はこう使われているのでこういったデータが出てきていますけれども、例えば自転車通勤制度についても書いてあると思いますけれども、自転車で通勤する人が増えてほしいと、計画で確か書いてあったと思います。そうすると、やはり自転車を使う人が増える、用途が出てくるわけですね。今は例えば使われていなくも、それこそ事務所や住宅に自転車が增えるはずだという計画を立てているのであれば、やはりそこは必要になってくるのかなと思います。店舗に関して、利用者、お客さんだけではなく従業員の方が自転車を使うとなるとそこも考えなくてはいいけません。現行とは違う自転車の考え方が出てくるはずですので、少し厳しくなってくるというか、何とか駐輪場を用意してほしいということになる、用途も増えてくると思うのです。将来、自転車通勤を活用してほしいのであれば、従業員の方のためにも用意しなくてはいけないという説明をしなくてはならない場面が出てくるのかなと思います。あと、床面積の小さい飲食店のようなところは、1店舗当たりは台数が少なくてもそのエリアで集中するとそこその台数が発生する可能性もあります。用途の話でも先ほどご意見を頂いている方もいらっしゃいましたけれども、やはり滞在時間が長いということ、少し止めて何か用事をしてすぐ帰るのではなくて、結構、長時間滞在するような、事業所ですとか住宅、あと飲食店もそうですけれども、そういったところである程度の台数が見込まれるとなると、やはり何か止める場所へのケアが必要なのかなと思います。ですので、用途の中に滞在時間の長さというのも考慮したほうがいいのかなと思います。そこは地域ルールなどで、そのエリアで、1店舗ずつは小さいけれども集まっているのでどこかに集合して駐輪スペースを確保する努力をお願いするという、ルールの提案も必要になってくる場面もあるのかなと思いました。既存施設の場合はもちろん現行の附置義務のままでいきますけれども、やはり建て替えなど、そういった見直しの段階で少しずつ努力していただくといいところがないと、結局、総数として

減っていかないのかなというところがありますので、地域ルールの方で、結構柔軟にご対応いただくのがいいのかなと、拝見していて思いました。以上です。

[事務局]

ご意見ありがとうございました。実は、自転車の通勤事情というか通勤環境をいろいろと言っている中で、総合計画もあります。これは令和9年までののですが、それ以降も改定をしないといけないので、実は令和8年ぐらいからこの改定について、いろいろまた見直しをしないといけないと思っています。今回の附置義務は少し先行しての改正にはなりますけれども、当然そういったところも、今回いろいろと視野に入れながら、総合計画にもにらんでいかないといけないと思っています。

それから地域ルールの台数等々について、滞在時間が長い短い、あるいは今後、需要があるかどうかというのは、今般この後の地域ルール作りというところの中で柔軟な対応ができるように考えています。それから既存建物ですが、これは本当に難しいのですけれども、例えばよくあるのは緑化助成などで、増築する場合に増築する部分の割合だけの緑化をつくってくださいというように、いきなり事業者の負担にはさせないような策もあります。そういった形で、ゼロではないかもしれませんが、事業所の方の大きな負担にならないように、これからいろいろと考えていきたいと思っています。以上です。

[鈴木副会長]

ありがとうございます。

[遠藤会長]

ありがとうございます。今回、検討しているのは附置義務の駐輪の台数で、当然それ以外にも、公共の駐輪場であるとか民間の駐輪場などもあって、トータルで需要をきちんと賄えるかということが本来必要になっていくということですね。

[貝塚委員]

今回、管理基準の追加で、17 ページですが、よろしいでしょうか、案内看板の設置ということで、今回、新用途として共同住宅が入ることになります。共同住宅の場合ですと、そもそも居住者ですので、例えば、結構、防犯面ですとか、そもそも敷地内に第三者に入ってほしくないということもあります。この案内板の設置については、例えば利用者が建物の居住者の場合ですと、あまりこの辺は設置したがない傾向がありますので、義務ではなく、その辺を少し検討していただければというところがあります。以上です。

[事務局]

ご意見ありがとうございます。共同住宅に関しては、そこに住んでいらっしゃる方が当然使う駐輪場ですので、ここが駐輪場所だというのはやはり必要かと思いますが、居住者以外のお客さま、もしかするとお友達などもいるかもしれませんが、施設利用者とも概念が違います。ですので、その表記や、別に利用要件などはまた全然違う形かと思っていますので、そ

らのものは、今、イメージで書いていますが、具体的な表示内容については、共同住宅は若干違うかと思えますので、そこはしっかり引き続き作っていきたいと思います。それから義務から外すかどうかということですが、実はわれわれが今やっている中では、共同住宅の居住者の方が自分のところに駐輪場があるにもかかわらず、結構、歩道に止めてしまっているのです。こちらにも駐輪場があるのですからご自身のマンションに止めてくださいというお願いをするようなことをこれまでもしてきました。そういう意味では、居住者の方にも、しっかりと自分のところのマンションにも駐輪場があるということでのサインというか案内になりますので、表記についてはもちろんこれからいろいろ柔軟にと思っていますが、設置については、同様の義務ということで考えていきたいと思っています。これも恐らくパブコメ等でもいろいろとご意見があるかと思えますので、その辺も確認しながら考えていきたいと思っています。

[貝塚委員] 分かりました。ありがとうございます。

[遠藤会長] ちなみに、今の、仮にこの集合住宅で案内看板設置をしていく時に、ここにはその話は出ていないですけれども、恐らくこれは新宿区は景観法の景観の事前協議をやっているはずです。実は多分そこできちんと見れば、住宅のセキュリティーを守りながら駐輪場にうまく誘導するという事はかなり細かくできるような、経験上、気がするのです。できれば景観のセクションのところとこの話は共有したほうがいいのではないかという気がします。意見です。ありがとうございます。

[竹之内OB] オブザーバーです。一番の大切なところというのは地域ルールの導入であろうと思います。このことは、今お話をされてきた中、それから区の方がこれだけ調査をしていただいた中というのはあるのですけれども、その地域によってやはり需要が全然違うので、例えば先ほどもお話がありましたように、共同住宅があるような地域と全くないような地域では全然違ってくと思います。またビルの大きさなどでも、その辺の需要も随分違ってくるのだらうと思います。ですから地域というのをある程度特定した中できちっと話をしていくことはとても大切だろうと思います。どの地域においても、新宿区一律で全体で考えるのではなく、その場所によって違うと思いますので、それをきちっと話をしていくことが一番大切であろうと思います。ここにも、今後の見通しの中で書かれているとおり、7年度、8年度という中でもその地域ルールを考えていくということがありますので、そこで十分に話し合っていけばいいのかなと思います。その地域で話すということの、そういったルールを作るということが大切であろうと思います。その中で、非常に議論

を詰めていくことが大切です。もう一つは、その地域によっては、やはり既存で作られたところでも本当に使われていないところもありますので、それをそのまま残しておくということではなくて、それを再利用、他のものに利用することも当然考えていかなくてはいけないのだらうと思っています。ただ、これも一律にお話しするのではなくてその地域によって違うと思っていますので、地域においては既存の見直しもするべきだろうと思っています。いずれにしても地域でそれぞれの需要があると思いますので、その中で十分に話し合っただけで進めていくことが一番大切であらうと思っています。よろしくお願いします。

[遠藤会長] ご意見ということで、ありがとうございます。地域ルールを、今後検討するということです。では、どこまでをその検討の内容に含めていくのかというところは、事務局でよくよく準備をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

[杉山委員] 管理基準の追加の件で質問させていただきたいと思います。私は区民委員ではあるのですが、自転車利用のユーザーでもあり事業者でもありという立場で管理者側からの質問になります。そもそも何かもやもやしているのは、附置義務で敷設する駐輪場の目的が、施設専用の駐輪場なのか、それとも区の制度で義務化される以上はやはり公共性を持って設置しなくてはならないものなのかということが明確になっていないことが不安なのです。ですから、今回、管理基準の追加で看板などを表示する時に、例えば「お客さま専用」と表記してしまうことに問題はないのかあるのか、今の段階でのご意見を伺いたいです。

[事務局] ご質問ありがとうございます。今、私どもが現時点での考えですが、附置義務制度はあくまでもその施設を利用する方のためのものですので、例えば周辺の放置であるとかそういったものに対しての公共施設駐輪場の役割をそこで担ってくださいとは、私どもも思っていません。ただ、いろいろな小売店などがあるビルに、そこを目的に来たお客さまが、このビルのお店に入りたければ自転車でも自車で来たからといった時に、ではその駐輪場がどこにあるのかという意味でこういった表示が必要かなということで、今回ご提案させていただいた内容です。ただ、先ほどオブザーバーの方からもありましたが、この地域ルールの中で、例えば既存の使われていないところなどいろいろな話があると思いますが、公共と附置義務の役割の明確化というのは、これから議論かもしれません。ただ、私どもは、単純な附置義務の中では、他の通勤などのための公共的な役割も担っていただきたいという思いはありません。

[杉山委員] 最後に1点だけ、今のお話を伺って思うところなのですけれども。例えば2ページの、実際に第3回までの検討の経緯のところでは調査結果として出ている話と関連して、例えば利用者の駐輪場所も「買物、食事が目的の場合は、公共駐輪場の利用が多い」ということで、せっかく附置義務の駐輪場を設けていてもお客さまというのは公共駐輪場を利用しています。あるいは附置義務駐輪場であっても、通勤や、目的が鉄道という動機の方もいらっしゃるという実情、そして何よりも放置自転車の状況などでも、「民設民営駐輪場に比べ、附置義務駐輪場の利用率は低い」という調査結果です。あるいはその下の「附置義務駐輪場の整備状況」に関しても、「運用が確認できた駐輪箇所は3分の1程度、駐車台数は2分の1程度」という、これは実態だと思うのですけれども、調査結果があります。ぜひ今後、その地域ルールの特性などで、附置義務駐輪場はどうあるべきかを検討していただきたいと思います。このように、実際には附置義務駐輪場は使われていないのではないかと思いますのです。私のように自転車を利用する立場からすると、やはり正直、どうしても面倒くさいところや目視できないところにまで自転車を押していくという決断がその時になかなかできない、もう少し近くに便利に止められるところがあればそこに止めたいという気持ちがするのも一つ実情です。今後の検討の内容に、その辺の意見を加味していただければと思いますので、よろしくお願いします。

[遠藤会長] ありがとうございます。ご意見ということで、よろしくお願いします。

[鈴木副会長] では1点、質問です。条例で附置義務を作っていて、確実に余らせているところがたくさんあると思うのです。そういう場合に、事業者さんが、例えば車と同じで、利用者の方は駐車料金を払うが、店舗で買い物された方はサービスで無料にするというような形で無料になって、店舗の利用者ではない方が駐輪料金を払うという、事業者さんがそれを収益にするということはできるのですか。附置義務駐輪場の中で、そういう駐輪事業のようなことで収益を上げることはできるのですか。

[事務局] 仮にもし有料にしたとして、それを附置義務だからといって、事業者の方、あるいは管理会社の方の利益になるのは、条例上、駄目とはうたっています。

[鈴木副会長] 分かりました。例外もあるということですね。既存でもあって、例えば場所が非常に良くて民間の駐車場として運用できるのであれば、止めなくてはいけないお客さんの分が確保されているのであれば、それは附置義務としてとらえていいということなのですね。

[事務局] そうです。それから、附置義務には特例があります。例えば隔地などがあ

るのですが、その中でも、有料の駐輪場では、無料の時間を1時間以上設定していただくと、25%付置義務台数を減らすという特例もありますので、先ほど言ったような有料のお金の取り方の話もありますが、事業者の方、管理者の方の裁量にお任せしているというところになります。

[鈴木副会長] 分かりました。ありがとうございます。

[遠藤会長] ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。それでは、議題に関しては、今、一通りご意見を頂きました。再度詰めなくてはいけないところや、そもそも根本的な考え方に沿ってどうするかというところや、今後の地域ルールの検討次第というところもある印象を受けましたので、その辺りの課題も、ご対応いただきたいと思います。まずは現時点で、今回のご提示いただいた原単位の話と管理に関すること、地域ルールを検討していくという、この3点に関しては、協議会としては現段階では、異論ないということではよろしかったでしょうか。

[各委員] (異論なし)

[遠藤会長] はい。では今後のスケジュールに沿って進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

4. その他

事務局から、今回は、パブリック・コメント意見募集を実施後、9月頃の開催を予定しており、詳細がきまったら連絡すると報告。

5 閉会

以上